

委員会提出議案第1号

加西市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会基本条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月3日提出

加西市議会議長 衣笠 利則 様

提出者 議会運営委員長 三宅 利弘

## 加西市議会基本条例の一部を改正する条例

加西市議会基本条例（平成 22 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「尊重しなければなりません。」を「尊重します。」に改める。

第 6 条第 2 項中「配信に努めます。」を「配信します。」に改める。

第 11 条第 5 号中「計画」の右に「・障害児福祉計画」を加える。

第 18 条第 1 項中「行動しなければなりません。」を「行動します。」に改める。

第 22 条第 1 項中「3 年」を「2 年」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。